

# 特定医療法人晴和会あさひが丘ホスピタル運営規程

## 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

(運営規程設置の主旨)

第1条 特定医療法人晴和会が開設するあさひが丘ホスピタル（以下「事業所」という）において実施する居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導（以下「居宅療養管理指導等」という）サービスの適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 居宅療養管理指導等サービスは、事業所の医師が、通院困難な要介護状態（要支援状態）にある者（以下「利用者等」という）の自宅を訪問して、適正な療養上の管理及び指導を提供することを目的とする。

(運営方針)

第3条 事業所は、居宅療養管理指導等の提供に当たって、通院が困難な利用者に対してその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、その居宅を訪問し、心身の状況や環境などを把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図ることに努める。

2 居宅療養管理指導等の実施にあたっては、居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者（以下「居宅介護支援事業者等」という）その他保健医療福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに関係市町村、地域包括支援センターと連携を図り、利用者が地域において統合的にサービス提供を受けることができるよう努める。

3 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。

4 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者研修を実施する等の措置を講じる。

5 事業所は、利用者の個人情報の保護において、「個人情報保護法」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」（以下「法及びガイダンス等」）に則り個人情報保護指針を規定し、事業所が得た利用者の個人情報については「重要事項説明書」に規定した以外の利用は原則的に行わない。

6 事業所は、サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努める。

7 事業所は、法令遵守及び事業実施において、当該委員会及び窓口の設置、研修会の実施及び参加等については、同法人の医療施設及び介護保険施設、介護保険サービス事業所と綿密に連携し、一体的に実施し、必要に応じて外部機関の事業を活用するものとする。

(事業所の名称等)

第4条 名称及び所在地は次のとおりとする。

- ① 名称 あさひが丘ホスピタル
- ② 所在地 愛知県春日井市神屋町字地福 1295 番地 31

(従業者の職種、員数、及び職務内容)

第5条 居宅療養管理指導等を行う職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- ① 管理者 1名

管理者は従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- ② 従業者

医師 1名以上

従業者は、居宅を訪問し、医学的観点から居宅療養管理指導等サービスの計画の作成などに必要な情報提供を行うとともに、介護方法についての指導・助言や利用者・家族に対する療養上必要な事項の指導、助言を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 居宅療養指導管理等の営業日および営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日までとする。土日祝日、12月29日から1月3日を除く。
- ② 営業時間 8:30 から 17:30 とする。但し電話などにより24時間連絡可能な体制をおく。
- ③ サービス提供時間 10:00 から 16:00 までとする。但し、必要に応じて上記以外の時間も実施する。

(居宅療養管理指導等の種類及びサービス内容)

第7条 当事業所の居宅療養管理指導等の種類は、医師による居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導とし、事業所の医師が、通院困難な利用者等の自宅を訪問して、適正な療養上の管理及び指導を提供する。

(利用料及びその他費用の額)

第8条 利用料の額は、厚生労働大臣が定めた介護報酬告示上の額とし、居宅療養管理指導等が法定代理受領サービスに該当するときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- 2 交通費の支払いを受ける場合は、あらかじめ利用者または身元引受人に対して説明し、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。
- 3 介護保険の適用を受けないサービスの費用は、あさひが丘ホスピタル保険外負担金料金一覧に準ずるものとする。
- 4 キャンセル料並びに支払方法等は「重要事項説明書」記載の内容に準ずるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は春日井市、多治見市、土岐市とし、通常の事業の実施地域等を勘案し、利用者に対し適切なサービスを提供することが困難であるとした場合、利用者に係る居宅介護支援事業者等へ連絡の上、必要な措置を講じるものとする。

(身体の拘束等)

第10条 事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、医師がその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記入する。

2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。

- ① 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果を従業者へ周知する・・・3月に1回以上
- ② 身体的拘束等の適正化のための指針の整備
- ③ 身体的拘束等の適正化のための研修の実施・・・年に2回以上

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- ① 虐待防止対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果を従業者へ周知する
- ② 虐待防止のための指針の整備
- ③ 虐待を防止するための定期的な研修の実施・・・年に2回以上
- ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置

(事故発生時の対応)

第12条 事業者は、利用者に対する居宅療養管理指導等サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の身元引受人、当該利用者の居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- ① 事故発生の防止のための委員会を定期的に開催し、その結果を従業者へ周知する
- ② 事故発生の防止のための指針の整備
- ③ 事故発生を防止するための定期的な研修の実施・・・年に2回以上
- ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置

(衛生管理及び感染症等対策)

第13条 事業所は、医薬品及び医療用具の衛生管理を適正に行うとともに感染症予防又はまん延の防止（以下「感染症等予防」という）のために以下に掲げる事項を実施する。

- ① 事業所における感染症等予防の対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果を従業者へ周知する・・・6月に1回以上
- ② 感染症等予防のための指針の整備
- ③ 従業者に対する感染症等予防のための研修並びに訓練の実施・・・それぞれ年に2回以上

3 事業所は、「厚生労働大臣が定める感染症の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

(非常災害対策)

第14条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- ① 防火管理者には、当該病院職員を充てる。
- ② 火元責任者には、当該病院職員を充てる。
- ③ 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- ④ 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- ⑤ 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- ⑥ 防火管理者は、事業所職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
  - i 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）・・・年2回（うち1回は夜間を想定したもの）
  - ii 利用者を含めた総合避難訓練・・・年1回以上
  - iii 非常災害用設備の使用法の徹底・・・随時

2 その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとることとし、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第15条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための「業務継続計画」を策定し周知するとともに、計画に従い必要な措置を講じる。

- ① 従業者に対する「業務継続計画」の周知
- ② 従業者に対する研修並びに訓練を実施し内容を記録する・・・それぞれ年2回以上

2 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(職員の服務規律)

第16条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して事業所の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- ① 利用者に対しては、人格を尊重し懇切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- ② 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- ③ お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第17条 事業所は、職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用研修 採用後3ヶ月以内
- ② 継続研修 年1回

(職員の勤務条件)

第18条 職員の就業に関する事項は、特定医療法人晴和会の就業規則による。

(職員の健康管理)

第19条 従業者は、事業所が行う年1回の健康診断を受診する。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第20条 事業所は、従業者に対して、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の個人情報（以下「個人情報」という）を漏らすことがないように指導教育を適時行い、またその旨を雇用契約の内容に含むものとする。

2 事業所は、法及びガイドランス等に則り個人情報保護指針を規定し、個人情報の利用目的を「重要事項説明書」記載の「個人情報の利用目的」のとおり定める。

3 事業所は、法令に則し、前項の例外として次の各号について、第三者に対して情報提供を行うこととし、本項に規定した内容の第三者への情報提供については、「契約書」の署名をもって同意を得たものとする。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- ② 居宅介護支援事業所等及び地域包括支援センター等との連携
- ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
- ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等
- ⑥ 市町村による文書等提出等の要求への対応
- ⑦ 厚生労働大臣又は都道府県知事による報告命令、帳簿書類等提示命令等への対応
- ⑧ 都道府県知事又は市町村長による立入検査等への対応
- ⑨ 市町村が行う甲からの苦情に関する調査への協力等
- ⑩ 事故発生時の市町村への連絡

4 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとする。

5 事業所は、本条に関する有事の際は、個人情報保護委員会への報告、利用者または身元引受人への通知等、必要な措置を講ずる。

(サービスの質の確保及び苦情に関する事項)

第21条 事業所は、介護サービスの質の確保及び提供したサービスに関する利用者等からの相談・苦情に迅速かつ適切に対応するため、必要な措置を講じるものとし、以下に掲げる事項を実施する。

- ① 事業所における介護サービスの質の確保及び生産性の向上に資する取組の促進についての委員会を定期的に開催し、その結果を従業者へ周知する  
・・・3月に1回以上
- ② 事業所において提供したサービスに関する利用者等からの相談・苦情の対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果を従業者へ周知する・・・適時開催
- ③ 前号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置。

(その他運営に関する重要事項)

第22条 事業所は、運営規程の概要、従業員の勤務の体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況等の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を事業所内掲示及び事業所ホームページに提示する。

2 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針（ハラスメント対策）の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

3 この規程に定める事項のほか、政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、訪問先の事業所の実情を考慮の上、特定医療法人晴和会と病院管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 附則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、2021年4月1日から施行する。

この規程は、2024年6月1日から施行する。